

第1回船橋市動物愛護管理対策会議会議録

平成28年2月1日（月）

船橋市保健福祉センターミーティングルーム

【議題】

○開会前

1. 委嘱状交付
2. 委員紹介
3. 保健所長あいさつ
4. 事務局・職員紹介
5. 運営について

○開会後

1. 会長の選任
2. 副会長の選任
3. 船橋市動物愛護指導センターの業務と動物愛護行政の現状について
4. 船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン等について
 - ①船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインについて
 - ②地域猫活動について
 - ③助成金交付要綱について
 - ④モデル事業について
5. 船橋市の動物愛護行政における課題について
6. 次回の会議について

【開会前】

1. 委嘱状交付

保健所長より、委員に対し、委嘱状の交付を行った。

2. 委員紹介

各委員から、自己紹介があった。

- ・中村千香子委員（公益社団法人千葉県獣医師会京葉地域獣医師会会員）
- ・泉谷清次委員（船橋市自治会連合協議会副会長）
- ・平川道雄委員（船橋市自治会連合協議会副会長）
- ・石井章夫委員（公募市民）
- ・小川みどり委員（公募市民）
- ・南川学委員（千葉県弁護士会京葉支部会員）

3. 保健所長あいさつ

○保健所長 委員の皆様方におかれましては、このたび、船橋市動物愛護管理対策会議の委員にご就任をいただいたこと、日ごろより本市市政に対するご支援ご協力をいただいていること、そして本日はご多忙な中、保健福祉センターにお越しいただき、ありがとうございます。

本日は、ぜひ、活発なご議論をお願いしたい。

船橋市は、平成15年度に中核市となり、法律にのっとって、動物愛護管理行政を進めている。中核市移行の当初4年間は、動物愛護指導センターが未設置だったため、保健所本体で対応していたが、平成19年、動物愛護指導センターが設置されてからは、こちらで動物愛護管理行政の推進に努めている。

今回の会議設置に当たっては、動物愛護管理の「愛護」の部分と「管理」の部分をいかにバランスよくやっていくか、を重視している。

このうち、愛護の部分については、一部の動物、あるいは動物全般が苦手な方もおられるかもしれません。しかし、多くの国民、市民は、動物をいたわることの大切さの部分については、ご理解いただいていると思う。

一方、管理、動物の飼い方等については、人それぞれいろいろな飼い方、考え方の違いがあり、それによっては、いろいろなトラブルにつながりかねない部分も実際あるかと思う。動物と人間とがいかに共生し、うまくやっていくかについて、住民の皆様方からいろいろご意見を伺いながら、行政としても取り組んでいかなければならない非常に重要なテーマである。

これまで、この動物愛護管理行政については、基本的には、行政が主で進めてきたが、今後は、ぜひ市民の皆様のご意見をしっかりといただきながら、バランスをしっかりと保った行政ができるように、取り組んでいきたい。

今後、委員の皆様の活発なご議論をいただき、それらを踏まえて取り組んでいきたい。

どうかよろしくお願いします。

.....

4. 事務局・職員紹介

動物愛護指導センター職員、保健所理事、衛生指導課職員の紹介があった。

.....

5. 運営について

- 衛生指導課長より、
- ・当会議は、船橋市動物愛護管理対策会議設置要綱に基づき、運営すること
 - ・第1回目の会議については、会長及び副会長選任前であるため、所管課長である衛生指導課長において、公開とすること、会議録は公開しホームページ掲載すること、
 - ・傍聴者定員を5人としたこと及び本日1人の傍聴者がいること、
- 以上の報告があった。
-

[傍聴者入室]

14時12分開議

第1回目の会議であることから、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱第4条の規定により、会長選出までの間、所管課長である衛生指導課長が代行して、会議進行の職務を行う。

1. 会長の選任

中村委員より、森委員を推す発言があり、全員異議なく、森委員が会長に当選した。

なお、森委員は欠席のため、後日、事務局より同委員に対して当選の告知を行うこととした。

会長が欠席のため、副会長選出までの間、引き続き、所管課長である衛生指導課長が代行して、会議進行の職務を行う。

2. 副会長の選任

平川委員より、中村委員を推す発言があり、全員異議なく、中村委員が会長に当選した。

○あいさつ・中村委員 公益社団法人千葉県獣医師会京葉地域獣医師会の中村と申します。

この対策会議は、同会議の設置要綱に基づき、人と動物の共生するまちづくりを目的として、船橋市の動物行政におけるさまざまな課題について、効果的な方策を検討するために設置されました。

皆様からご意見をちょうだいしながら、有意義な会議となりますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

会長が欠席のため、副会長が、会長の職務を行う。

3. 船橋市動物愛護指導センターの業務と動物愛護行政の現状について

[説明]

○動物愛護指導センター所長 （スライドを掲示して説明）私たちの動物愛護指導センターは、平成19年4月、人と動物が仲よく共生できるまちづくりを目指すとともに、動物愛護の情報発信拠点として業

務を開始した。

現在、所管しているのは、動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法及び船橋市動物の愛護及び管理に関する条例である。

動物愛護指導センターの主な事業について。

犬の捕獲・収容、飼えなくなった犬・猫の引き取り、負傷犬・猫の収容、咬傷事故への対応、動物に関する相談・苦情受付、動物愛護啓発事業、動物取扱業の登録申請等受付・立入検査、特定動物の飼養許可申請等受付等である。

動物愛護指導センター施設の概要について。

敷地面積4286.20平米。2棟の鉄筋コンクリート、平屋建て。

管理棟は、事務室・多目的ホール・モデル犬室・臨床検査室・手術室・治療処置室・X線室・負傷動物収容室・倉庫等。

収容棟は、犬収容室・猫収容室・検疫室・動物洗浄室・倉庫等。

犬の収容状況について。

致死処分の数をご覧いただきたい。

平成19年に動物愛護指導センターで致死処分された犬は、75頭。これが、平成27年2月現在では、ほとんどゼロに近づいている。

猫の収容状況について。

平成19年に動物愛護指導センターで致死処分された猫は、491頭。これが、平成27年2月現在、55頭。かなり、減っている。

動物愛護指導センターに寄せられる動物飼育に関する指導及び助言について。

平成26年度、年間で1,280件。うち、犬476件、猫753件。猫の数が犬の1.5倍となっている。犬、猫のほかの動物についての指導助言もある。

動物に関する苦情届出数について。

平成26年度、年間490件。うち、犬260件、猫201件、その他29件。

動物愛護指導センターで行っている動物愛護啓発事業について。

犬のしつけ方教室、親子犬ふれあい教室、猫のしつけ方教室、なかよし動物フェスティバルinふなばし、地域で考える飼い主のいない猫対策、動物譲渡

時・しつけ相談時等の動物愛護教育がある。

動物愛護指導センターで実施している助成事業について。

飼い犬・飼い猫の不妊・去勢手術費用の一部助成事業と所有者のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部助成事業を実施してきた。

動物愛護行政の現状について。

平成26年6月、環境省から、「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」が示された。これは、殺処分ができる限り減らして、最終的には、ゼロにすることを目指している。その対策として、飼い主・国民の意識の向上、引取数の削減、返還と適正譲渡の推進が示されている。

殺処分ゼロに向けて検討すべき事項として、飼い主に対する適正な飼養の推進、ブリーダー・ペットショップ等の動物取扱業の適正化の推進・規制強化、所有者のいない犬猫の対策、自治体における引き取りの適正化・適正譲渡対策、普及啓発・教育、施設・予算・人員・関係機関・民間団体等が示されている。

船橋市の所有者のいない猫対策について。

平成23年4月1日、船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインを施行し、平成23年度より、所有者のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部助成事業を開始した。

また、「地域で考える飼い主のいない猫対策」を年2回開催している。

.....

[質疑]

○石井委員 飼い犬の不妊去勢手術に対して助成を出す理由は何か。飼い猫に対する助成については、外飼いがあるので、意味はわかる気もするが。

○動物愛護指導センター所長 以前は、船橋市も野良犬が結構多かったので、野良犬の子供をふやさないことを目的にこの事業を始めた。

ただ、現在、野良犬自体がいなくなっており、また、飼い主のモラルもかなり上がってきていること、実施してから約12年経過していることなどから、そろそろ検討する時期に入っている。

○石井委員 そろそろやめようということか。

○動物愛護指導センター所長 現在検討している。

○南川委員 動物飼育に関する指導及び助言の件数について。

これを行う契機、きっかけはどのようなものか。

○動物愛護指導センター所長 日常的に、私ども動物愛護指導センターにかなりの数の苦情等の電話が寄せられているので、それに対応していくことがきっかけとなる。

○南川委員 動物愛護指導センターに犬や猫の引き取りのための持ち込みをする際にも行われるのか。

○動物愛護指導センター所長 そのとおり。

○小川委員 動物愛護啓発事業として、「犬のしつけ方教室」「親子犬ふれあい教室」等が挙げられているが、これらの告知はどこでしているのか。

○動物愛護指導センター所長 船橋市の広報に掲載している。

○小川委員 広報のみか。

○動物愛護指導センター所長 それとホームページにも掲載している。また、動物病院等にポスターを掲載していただいている。

○小川委員 駅等への掲載は。

○動物愛護指導センター所長 行っていない。

○中村副会長 動物飼育に関する指導及び助言について。

犬、猫のほかに「その他」とあるが、これは何か。

○動物愛護指導センター所長 指導、助言、苦情についてでは、主に犬・猫だが、このほかに、ハト、ニワトリ、ハクビシン、タヌキなどの相談もある。

4. 船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン等について

[説明]

○動物愛護指導センター主任技師（スライドを掲示して説明）

①船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインについて

動物愛護指導センターでは、さまざまな愛護動物に関する業務を行っているが、その中の猫対策である「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」

について説明させていただく。

内容は、「1 はじめに」から「7 飼い主のいない猫対策」で構成されている。

1 はじめに。

本ガイドラインは、猫が好きな人も、嫌いな人も、今まで猫問題について関心がなかった人も、その地域で暮らす皆様が、猫により引き起こされている問題に向き合い、自分たちが住む町の問題として考え、民間団体や行政と適切に連携・協働して、地域が問題解決の主体となることで、地域におけるコミュニケーションの活性化の一助となることを願い、平成23年度に施行した。

2 目的。

本ガイドラインは、飼い主の責務、飼い猫の適正飼養及び飼い主のいない猫にかかわる際の遵守事項等を明確にすることによって、適正飼育や動物愛護への理解を深めていただき、人と猫がなかよく共生できるまちづくりを進めることを目的としている。

3 基本的な考え方。

飼い猫や地域で生息する飼い主のいない猫たちの適正な管理の一手段として、不妊手術を推進し、猫の数をコントロールする。現在、無秩序に野外で生活している猫を、飼い主、世話をする人、地域住民が適切な飼育管理を行うことで、飼い猫は完全屋内飼い、飼い主のいない猫は地域猫へと移行し、糞尿等の猫による問題を減少させていく。

4 定義。

「飼い猫」を「飼い主が適切に管理している猫」と定義。

「飼い主のいない猫」のうち、「野良猫」を「特定の飼い主がなく、誰にも管理されていない猫」、「地域猫」を「特定の飼い主がなく、地域に住み着き、その地域に住む人たちの合意とルールのもとで適切に管理されている猫」と定義。

5 猫の本能と習性。

繁殖、マーキング、行動範囲等について記載している。

6 飼い主の責務と飼い猫の適正飼養

飼い主の責務として、記載の法令等を遵守しなければならないこと、違反した場合には罰則規定があ

ることに触れている。

飼い猫の適正飼養については、完全屋内飼育、繁殖制限、身元表示、終生飼養、災害への準備や発生時の対応、その他について定めている。

7 飼い主のいない猫対策、地域猫活動について。

地域猫活動とは、地域に住み着く飼い主のいない猫をその地域に住む人などが、地域の合意のもとに、これ以上ふやさず、今いる猫がその生を全うするまで、地域で適切に管理していく活動である。地域住民、町会・自治会等の地域、民間団体、行政が協働して取り組む活動である。

地域猫活動の目的は、野良猫による被害を減らし、地域の環境をよくすることである。

それぞれの役割について。

活動実践グループが所属する町会・自治会等の地域は、地域猫活動への理解及び支援・周知・啓発を行う。

民間団体は、活動実践グループに対し、助言・協力支援等を行う。

行政である船橋市は、不妊手術助成金の交付、連絡調整、ガイドラインの普及、適正飼養の指導などを行う。



②地域猫活動の内容について。

・ 地域の合意。

地域猫活動に取り組まれる方は、必ず地域の合意のもとに活動に取り組むこと。地域で話し合いを行う際は、町会・自治会等を中心に、近隣の方はもとより、猫が苦手な方、猫の管理に反対の方にもぜひ参加を呼びかけること。

・ 対象となる猫の把握

地域猫活動をする際は、地域猫の個体数を把握すること。写真をとることで把握しやすくなる。地域全体で猫の個体把握をすると、ほかの地域から入ってきた猫に早く気づくことができ、繁殖制限を受けていない猫への対処が速くなる。

・ 餌やり

餌は、与える時間と場所を限定し、食べきれる分量だけを与えること。水も一緒に与える。食べ残しはすぐに片づける。置き餌は、絶対にやめること。

・猫用トイレの設置と清掃

餌場周辺で、人目を避けられる場所にトイレを設置する。砂や土を利用する場合は、少し盛り上げるようとする。他人の土地に排泄された糞尿についても、活動団体に連絡があった場合は、快く対応するなど、周辺住民と良好な関係を築くこと。

・繁殖制限

繁殖制限により、飼い主のいない猫がふえることを防ぐ。地域猫活動は、飼い主のいない猫を将来的にゼロにする活動であるので、必ず不妊手術を行うこと。地域猫活動に不可欠なルールである。繁殖制限により、発情期のけんかや独特な鳴き声がなくなり、尿の臭いの軽減が期待できる。

・その他、被害防止軽減対策

アからエまでの対策を示してある。



③助成金交付要綱について

・地域猫不妊手術助成金

市の登録を受けた地域猫活動団体が、管理する猫の不妊手術を実施した場合、1匹については、オス5,000円、メス10,000円を上限として、市が助成金を交付している。

・不妊手術済みの目印

不妊手術を実施した猫は、オスは右耳の先端、メスは左耳の先端をV字型に切除し、不妊手術が済んでいることが判別できるようにする。

・地域猫活動団体の登録要件

構成員が別世帯の3名以上で構成されていること、船橋市内で地域猫活動を行うこと、活動場所の土地所有者・活動場所が属する町会・自治会等から団体が行おうとする活動について同意を得ていること、以上が登録要件となる。

・地域猫活動団体登録の流れ

まず、活動を始めようする方は、町会・自治会等及び土地所有者からの同意を得る。その後、市に団体登録を申請し、申請を受けた市は、活動場所の現地調査を実施、登録の承認・不承認を決定する。

・地域猫活動団体登録後に必要なこと

およそ2年ごとに更新申請が必要となる。

変更事項があった場合は、市に変更届を提出するとともに、町会・自治会に報告する必要がある。

管理する猫の不妊手術を実施した場合は、助成金を申請する。

また、毎年度末、活動結果を市及び町会・自治会等へ報告する。

・地域猫活動の広報

町会・自治会等への広報、市民等への広報として、記載の事業を実施している。



④モデル事業について

飼い主のいない猫の不妊手術実施のモデル事業として、平成28年2~3月にかけて実施を予定している。

市内町会1カ所と獣医師会の協力を得て実施する。

具体的には、町会が、飼い主のいない猫を保護し、その猫を動物愛護指導センターへ搬入していただき、センターにおいて、獣医師会が派遣する獣医師が不妊手術を実施する。その後、町会が猫を元の場所に戻す。

手術対象となる猫は、約10匹を予定。

[質疑]

○小川委員 飼い主のいない猫対策・地域猫活動で、活動実践グループ、民間団体、行政とあるが、このうち、活動実践グループは、現在、どのぐらいの数があるのか。

また、民間団体とは、NPOのことか。

○動物愛護指導センター主任技師 活動実践グループについて。

現在までに登録申請した団体は、53。このうち、管理する猫がいなくなった等の理由で既に廃止した団体が6あり、現在は47団体が活動を継続している。

民間団体は、捕獲方法や管理方法、猫の生態等に詳しい方々で、団体に対する助言などの活動をしている。

○石井委員 地域猫の定義について。

餌やりの人は、「うちの地域猫、うちの地域猫」と言うが、「地域猫」というのは、役所が言っている言

葉だから、結局、役所が全部責任を負うようなことになり、それが市への苦情になるのではないかと思うが、どうか。

苦情者の方が、役所へ損害賠償責任のようなものを求めてくるとか、被害を何とかしろと持ち込んでくるとか、そのようなことに対して市が困っているのではないか、と予想をしているのだが。

○動物愛護指導センター主任技師 たしかに、苦情はある。苦情を受けて、苦情者と団体の間に立って対応することもあるし、団体に苦情対応をお願いすることもある。

○石井委員 災害時において、うちも猫を飼っているが、避難所に連れていってもいいのか。避難所に区別はあるのか。連れていっていいかどうかわからないと、制度があっても、何もないのと同じではないか。

○平川委員 避難所の話が出たので、私のほうからお答えする。

現実的には、町会自治会あるいは自治会連合会が、避難所を運営することになる。避難所自体、我々の管轄になる可能性が非常に高い。

防災訓練などで、避難所運営訓練を実施し、またいろいろな資料も出ている。それによると、やはり学校が避難所の中心になる例が多いと思うが、その中では、ペットを連れてきた方たちへの対応は、それぞれの避難所で検討しろ、となっている。

今、「連れてきていいか、悪いか」と言われたが、現実問題として来てしまうと思う。そのときにどうするかは、それぞれの避難所で考えましょう、となっている。避難所には、犬や猫の嫌いな人もいるので、どうしても連れてきたいという人たちがいる場合は、例えば、別のところへ収容するとか、その場合どこに収容するかとか、それらはまだ現場でないと決まらないと思うが、その対策は、避難所、その地域が考えるとと思う。

○泉谷委員 避難所というのは、ほとんどが小学校である。そして、学校の場合、学校施設の使用に関しては、校長の承認が必要である。その上で、どの教室を使うか、どこを避難所として使うか等は、町会・自治会で避難所運営委員会を設置して、そこ

で協議することになる。

おそらく、基本的には体育館が主になり、教室は、第2、第3になる。そのような方が避難されてきたときは、運営委員会で、例えば校庭の一部にそういう場所を設ける、設けないといったことを考えることになる。したがって、ここでは、絶対にこうするとは言えない。

当然、避難してくる方の中には、猫アレルギーの方もおられるわけで、人と同じ場所に収容するのは無理だと思う。その場合、犬はここ、猫はここ、といった場所を設定するのかどうかは、運営委員会に任されている。

絶対にこうあるべき、こうしなければならない、ということはない。実際に災害が起きたとき、その運営委員会がどう対応していくかである。恐らく、絶対拒否という状態にはならないと思うが。

今までの防災訓練では、そういうシステムで訓練をしている。

○石井委員 ケースバイケースということか。

○泉谷委員 そのとおり。

○石井委員 心配なのは、受け入れられない場合だ。

○泉谷委員 そういう場合も起き得る。

○石井委員 できれば、そういうことがないよう、事前に準備してもらいたいという飼い主いると思う。

○泉谷委員 たまたま、私が担当しているところでは、避難所である学校の校庭の一部に枠を設けて、そこに犬を置くという訓練をしたことがある。したがって、無視するのではなく、そうなったとき、どう対策をとるかは、各町会・自治会が、それぞれの立場で考えている。

○石井委員 飼い主のいない猫対策のところで、「地域の合意」の説明があったが、この「合意」とは何パーセントか。

幾ら「合意」といっても、「俺は合意しないぞ」という人は、絶対に出てくるわけで、そうしたら「合意」と見えなくなってくる可能性がある。市役所がその数字を示さないと、地域猫をやる人は、不安定でしようがないのではないか。

この文章を見ると、そこが明確になっていない。「合意」とは、どのようなレベルか。町会・自治会

で合意すればいいのか。町会長が合意すればいいのか、町会役員が合意すればいいのか、それによっても違ってくると思う。

○衛生指導課長補佐 この後、船橋市の動物行政における課題のところでもご説明する予定だが、現在のところ、それは地域に任せている状態である。

ただ、やはり地域への説明は必要であると考えている。

○石井委員 そこを明確にしないと、苦情を言う方は「1人でも同意していない」と言うと思う。

○小川委員 避難所の件について。

犬や猫を飼っている人は、一緒に避難したい人が、ほとんどだと思う。この間、茨城県常総市であのようないい災害があったが、結局体育館の前で犬を拒絶されて、その犬が死んでしまったという事件があった。

たしか、国レベルでは、ペットと同居、一緒に避難することになっているが、実際には、地域の自治体にお任せすることになっている。そのところが、すごくあやふや、グレーに思える。船橋市では、犬や猫と一緒に避難することについて、どの程度ご理解してくれるのか。余り非道な態度はとらないのか。

それから、もう1つ。避難所は、体育館しかないのか。

例えば、余っている公務員住宅など、そのようなスペースはないのか。

○保健所理事 震災時には、動物愛護指導センターに救護本部を設置する。

基本的に、避難時における犬・猫の世話は、飼い主の責任となっている。避難所では、先ほど平川・泉谷委員が言わされたように、収容する場所を設けることになると思うが、例えば、犬であっても大型犬など、いろいろなペットがあるわけで、その運営に関しては、運営委員会で状況に応じて対応することになると思う。

なお、個々の動物への対応については、災害対策本部を通して、動物愛護指導センターに設けられた救護本部に連絡いただき、例えば動物ボランティアの派遣といった形になっていく。したがって、一律の対応というのではない。地域の実情に沿った対応を

することになる。

なお、公務員住宅の例を挙げられたが、発災時においては、そのような想定ではなく、発災時においては、まずは救護という考え方である。

○小川委員 災害の大きさにもよるのか。

○保健所理事 それも当然あるが、ここまで幅を広げた想定はしていない。避難所に来る犬・猫については、当然飼い主がいるわけで……。

○平川委員 小川委員がどこを想定されているのかわからないが、我々が避難所を運営していくのは、本当に災害直後の緊急避難時だけである。災害が起きて、自分の住んでいるところに被害があって、自分の家にいられないから緊急に学校などに避難する。ただし、一定の時間がたてば、それぞれのところに戻ることもできるだろうし、今例を挙げられた公務員住宅や市営住宅や、それはまた別の段階の話である。避難所自体は、長期間そこで生活するところではないと思う。

その中で、我々が運営していく中で、連れてこられた犬・猫をむげに断れないことも事実だし、ただし、入れてもらっては困るペットだってあるので、その判断は、運営委員会で決めていくしかないと思う。

○小川委員 避難生活が長引く場合のことについては、考えていなかということか。避難所は、あくまでも一時的なものだとすると、それが長引いた場合は、どこが考えるのか。そのときになってみないとわからないのか。船橋市が考えるのか。

○平川委員 あるいは、例えば避難された方のご親戚が手を差し伸べるとか。

○泉谷委員 避難所は、一時的なものである。その後は、市の災害対策本部などで対応することになる。居住のための代替施設——例えば、市営住宅の一部を開放するなど——のことは、対策本部のほうで考える。避難所で考えることではない。3~4日、あるいはもう少し長引く場合もあるが、自分の身の振り方が決まるまで対応するのが学校の避難所である。

なお、その避難所で、体育館だけでなく教室を使

ってもいいことになれば、例えば、ペットを連れてこられた方にはそこを使っていただく可能性はある。これらは、運営委員会で考えることになる。

極端な例だが、発災時、近くを大型の観光バスが走っていて、その大型観光バスが避難所に入ってきたとき、そのバスをどこに置くか、といったことも運営委員会で協議することになる。避難所ごとにいろいろな対応を考えなければならない。それと同じように、ペットを連れてこられた方々に対しても、いい方法があれば、何とかしましょう、といったことは、当然考えていくと思う。

○中村副会長 災害時は、人間も動転しているし、また仮に避難所でペットを連れてきていいと決めて、受け皿をつくっても、連れて行きたがらない飼い主、そこに避難しない人もたくさんいると思う。

そのときに、大事になってくるのは、ふだんからのしつけだと思う。人間と同様、集団生活できるようになっていればいい。避難所には、動物が苦手な方もいらっしゃるので、行政が決めてこうしましょう、と言っても受け取る側もさまざまである。

○泉谷委員 犬の場合は、ある程度しつけができるが、猫の場合は、しつけのほかに、夜行性といった習性もあるし、夜中に動き回るといったことが起こる。

○中村副会長 現実的に、猫と一緒に避難するとなると、小さいかごに入れっぱなしというのは無理なわけで、そうなると、例えば1つの敷地の中に入れるとしかなくなるが、そうすると、すべての猫がワクチンを入れているわけではなく、皮膚病、ウイルス性の疾患を持っている猫もいるので、猫を綺麗に管理している方からすると、そういう猫と一緒になるなら、うちの猫はいいですとなってしまう。本当に難しいと思う。

○石井委員 今の話だと、飼い主は絶対に生きていることが前提になっているが、飼い主が死んでしまうこともあるので、そういうことも想定する必要がある。飼い主不明動物については、市が何とかするしかない。その仕組みをつくるなければならないと思う。

猫の繁殖制限について。

商店街などからは「余りにも猫の数が少なくなつて、ネズミの数が多くなると困る。どうしてくれる」といった苦情がある。

ゼロにする、というのは、極端な表現ではないかと思う。苦情をなくすことが、役所の仕事なのだから、ゼロにする、という表現はいかがなものかと思う。

○動物愛護指導センター主任技師 ネズミについては、猫よりも有効な対策があると思う。

○石井委員 たしかに、殺鼠剤はあるが、昔からの商店街の方は、猫に頼っている。まあ、猫がネズミを必ずしも殺すわけではないのだが。

5. 船橋市の動物愛護行政における課題について [説明]

○衛生指導課長補佐 （スライドを掲示して説明）船橋市の動物愛護行政における課題についてご説明する。

1. 殺処分をなくすための対策。

殺処分の縮減については、飼い主・国民（市民）の意識の向上、引取数の削減、返還と適正譲渡の推進で対応することになる。

2. 所有者のいない猫対策

所有者のいない猫に関しては、苦情件数も多く、また、動物愛護指導センターに引き取られた猫の7～8割が、飼い主のいない子猫である。

そこで、市としての飼い主のいない猫対策として、「地域猫活動」を実施しており、また、「TNR事業」を予定している。

○地域猫活動

地域猫活動は、船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン、船橋市地域猫不妊去勢手術助成金の交付に関する要綱に基づいて実施している。

・船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン

このガイドラインは、平成23年度に施行したものだが、これは、環境省が平成22年に示した「住宅密集地における犬・猫の適正飼養ガイドライン」を参

考にして作成したものである。

この船橋市のガイドラインで、先ほど石井委員からも指摘があった、地域猫活動における地域の合意について言及しており、「地域猫活動に取り組まれる方は、必ず地域の合意のもとに活動に取り組んでください」「地域で話し合いを行う際は、町会・自治会と猫が苦手な方、猫の管理に反対な方にも参加を呼びかけてください」と記載している。

なお、環境省は、平成25年8月に告示改正の形で、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」を出しているが、この改正に当たって、パブリックコメントを実施し、このパブリックコメントの中で、「地域猫対策の「地域住民の合意の下に」は削除すべきである。飼い主のいない猫の数を減らすための活動は、ボランティアで行われており、その取り組み内容について細かく規定し、ハードルを上げ、縛りつけるべきではない」といった意見があったことから、環境省は、表現を「地域住民の合意の下に」から「地域住民の十分な理解の下に」へと修正している。

・船橋市地域猫不妊去勢手術助成金の交付に関する要綱について。

この要綱に基づき、助成金を申請できる地域猫活動団体の登録要件の1つに、「地域の合意」がある。

これについては、活動場所が属する町会・自治会等の同意書の提出、としており、この同意書提出の前提として、活動に賛成の方、反対の方両方を対象とした説明会の実施が必要と考えている。しかし、船橋市の町会・自治会は、数十世帯のところから千世帯を超えるところまで規模がさまざまであり、大きな町会自治会では、同意が難しいという状況がある。

町会・自治会の住民の意見集約の方法は、総会、役員会、班長会などさまざまだと考えられ、また町会・自治会に加入していない住民もいる。環境省が示す「地域住民の十分な理解」について、先ほどご質問があつたが、本市では「何パーセント」といつ

たことは示していないし、他市の状況もまだ調査しきれていない

○TNR活動

飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施活動のことであり、T (Trap・トラップ、捕獲する)、N (Neuter・ニューター、不妊手術)、R (Return・リターン、元の場所に戻す) の頭文字をとったもの。平成28年度より開始するが、それに先駆け、平成27年度2~3月にモデル事業として実施する。

飼い主のいない猫対策に関連する課題として、以下がある。

○野良猫の餌やりについて

飼い主不明の猫への餌やりについて、多数の苦情が寄せられ、その処理を行っているが、他の自治体、京都市や荒川区などでは、野良猫への無秩序な餌やりを禁止する条例が制定されている。

野良猫の餌やりについては、検討が必要である。

○地域猫活動に対する評価

現在、船橋市地域猫不妊去勢手術助成金の交付に関する要綱に基づき、平成23年度から、登録団体に対し手術費用の一部を助成しているが、既に5年を経過していることから、この施策の評価が必要と考えている。

3. 船橋市動物の愛護及び管理に関する条例

同条例は、平成15年の船橋市の中核市移行時に制定され、その後大きな改正はないが、平成25年に動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、各自治体で多頭飼養に関する規定を設けることができるようになった。千葉県においては、平成27年4月から、この多頭飼養の件を含めた条例を施行しており、本市においても今後改正を検討していきたいと考えている。

[質疑]

○中村副会長 最後の多頭飼養については、各自治

体で規定を設ける、という意味か。

○衛生指導課長補佐 届出制度を条例で規定できることになった。この「多頭」が、自治体によって考え方方がばらばらであり、千葉県では、「犬・猫をあわせて10頭以上飼養する場合は、届出が必要」としている。

○中村副会長 その届出を受けて、調査し、飼養を許可していくのか。多頭飼養がある場合、周辺にいろいろな迷惑がかかることと思うが。

○衛生指導課長補佐 多頭飼養によって、さまざまな問題が発生することから、届出をさせ、市として把握していくことになる。恐らく、既に苦情等で把握している施設については、届出を要請していくことになる。

○中村副会長 現在、要請しているわけではないのか。

○衛生指導課長補佐 条例改正の後に対応することになる。

○中村副会長 市の条例としては、大体どれくらいの頭数になりそうか。

○衛生指導課長補佐 千葉県条例は、「犬・猫をあわせて10頭以上」であり、おそらく同じ県内なので…。

○平川委員 今船橋市には、その県条例が適用されているのか。

○衛生指導課長補佐 中核市は除外されている。

○平川委員 県条例では、船橋市は保健所があるから除外、となっているのか。

○衛生指導課長補佐 そのとおり。

○平川委員 現在、船橋市民は、届出の義務はないが、いずれ条例の中に頭数を入れる可能性があるのか。

○衛生指導課長補佐 そのとおり。県条例は、政令市の千葉市、中核市の船橋市・柏市を除くとなっている。

○泉谷委員 10頭というのは、微妙な数だ。

うちの隣の自治会では、ある住民が猫に餌やりを始めてしまって、それが7~8頭いる。私から見ると、餌をあげているのは、飼っていることになると思うのだが、それで、近所の方が迷惑している。しかも、

1人で餌をやっているので、先ほど説明があった団体登録の動きもない。これらの実態をどう把握し、どう指導していくかは、今後の問題になると思う。これに対する行政の指針があればお聞きしたいし、なければ、この対策会議の中でも議論が出てくると思う。

うちの町会では、私が把握しているものでは、地域猫活動をやっている団体が2つある。

1カ所は、ここもある方が野良猫を餌づけしてしまって、猫が集まってきて、どうしようもなくなつて、近所からいろいろな苦情が出てきたので、地域猫活動の登録をさせた。近所の方の中には、猫に理解がある方がいる一方、庭先にふんをされた、車を傷だらけにされた、といった苦情のある方もいるので、先ほど言わされたように、町会の中で、どれだけの方が同意をしているのかという議論も出てくると思う。うちの町会では、殺処分はできないので、皆さんに説明をして、被害を受けている方々に、ある意味では、半泣き寝入りみたいな状況だがしばらく見守っていただくことにした。これについては、役員会を開いて、そこに来て状況を説明していただいて、そして認めていただいたケースである。

もう1つの団体は、長津川の遊歩道の近くで活動している。

あと、夏見では、私の町会以外に、運動公園、船橋中学校の林などでも活動している。これらの団体からは、助成金の5,000円、10,000円について、もうちょっと何とかならないかといった話も出ている。

多頭飼養だが、個人が勝手に餌づけしたものが飼育となるのかどうか、その辺の線引きもはつきりさせた上で行政が指導していくことを打ち出していたかないと、我々の対応も難しくなってくる気がする。

○石井委員 今の課題の説明を聞くと、動物愛護行政といいながら、猫の問題がほとんどで、先ほど保健所長が言われたバランスが少しくない気がする。

猫に関する苦情が激しいらしいと聞いているので、この2年間は猫の問題に集中して話すというスタンスならいいが、愛護動物は、ほかにもいろいろある。今の説明だけだと、この会議は、猫のことをやるの

か、という印象を受けた。

○衛生指導課長 市としては、猫の殺処分ゼロを目指しており、現状、野良猫に関する苦情が多く、猫の好きな方、嫌いな方、被害を受けている方がおられることから、この問題について調整を図りたいと考えていた。たしかに、条例改正の問題もあり、本来、動物行政全般について対応していかなければならぬのだが、説明内容として、我々の意向が強く出てしまったことについては、申しわけないと思う。

○石井委員 大体そうだろうなと思っていた。

○中村副会長 犬については、大分かわいがられているから、どうしても、猫のほうになってしまふ。

○石井委員 ただ、犬についても、法律にある犬の登録については、5割程度ではないかと言われております、ここも問題である。狂犬病接種率も、WHOでは7割と言っているが、半分だとすると、3割5分しか接種していないことになる。

6. 次回の会議について

○中村副会長 ただいま市から説明を受けたように、この対策会議で協議すべき課題が幾つかある。

また、各委員の中にも、この会議で議題としたい事項があると思う。

これら幾つかある課題について、今後どのように協議を進めていくかだが、これについて、事務局案があるので、説明をお願いする。

○衛生指導課長 市としては、ただいま申し上げたように、猫に関して、多くの問題が生じていることから、まずは、船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン及び船橋市地域猫不妊去勢手術助成金の交付に関する要綱についてご協議いただきたいと考えている。

○中村副会長 いろんな問題が山積しているが、私としても今の問題について、早急に協議・整理したいと考える。次回は、今の2点について議題とすることでよいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村副会長 では、次回の会議は、事務局提案の2件を議題とする。次回会議までに、2件に関する資

料を各委員に事前に送付する。

次回の会議では、この2つの議題について、改めて事務局から説明を受け、委員の皆様からの質疑、意見等を受けていきたい。

なお、委員の方で何か意見等があれば、次回会議までに、事前に書面で提出いただきたい。

○南川委員 事前送付される資料について。

これまでの具体的な苦情内容、地域猫登録の現状——先ほど数は出てきたが、登録しようと思っても登録できない団体の状況についてわかる範囲で、それらの資料があれば、より有効な議論ができると思う。

○中村副会長 では、資料については、お願ひする。

なお、次回の会議は、3月14日午後2時、場所は、保健福祉センターとすることでよいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村副会長 では、そのように決定する。

○中村副会長 以上で、第1回動物愛護管理対策会議を閉会する。

15時40分閉会

[閉会後]

○衛生指導課長 委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

本日の議事録については、調整でき次第、委員の皆様に送付させていただくので、内容のご確認をお願いしたい。

本日は、ありがとうございました。

[出席委員]

中村副会長

泉谷委員

平川委員

石井委員

小川委員

南川委員

[欠席委員]

森会長

[関係職員]

筒井保健所長
向後保健所理事
倉澤衛生指導課長
泉衛生指導課長補佐
須賀衛生指導課長補佐
矢島動物愛護指導センター所長
春名主任技師

[傍聴者]

1名